

彦根市立病院 ホームページリニューアル業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的・趣旨

当院のホームページは、前回のサイトリニューアルから8年が経過しており、その間、病院利用者等のニーズも多様化したことを受け、病院利用者や医療従事者にとって分かりやすく魅力あるホームページにする必要がある。ホームページ閲覧者が「見やすさ」、「探しやすさ」を実感でき、また閲覧が増えるよう魅力のあるサイトデザインへと刷新する。

また、現状は必要な情報を適宜追加しているが、カテゴリ分類やナビゲーションなどについては適切に管理できておらず、「利用者の求める情報にたどり着けない」、「情報が整理されていない」といった問題が挙げられる。

以上のことから、患者やその家族、医療従事者、求職者、一般利用者等、様々な方に向けてシンプルで分かりやすいナビゲーション、明瞭な情報の整理、ユーザーの利便性を重視したホームページ全体の構成の見直しをするとともに、単なる情報発信にとどまらず、集患のためのツール、患者や開業医等他の医療機関が当院を選択できるツール、さらには働き先として選択するためのツールとして魅力あるホームページにするため、全面的なリニューアルを行うものである。

上記に当たり、本プロポーザルを実施し、業務提案の比較により事業者を選定することとする。

この要領は、本事業の事業者選定に当たり、プロポーザルの実施および参加方法等について、必要な事項を定めるものである。

2. 契約の概要

件名 彦根市立病院 ホームページリニューアル業務

業務内容 別紙「彦根市立病院 ホームページリニューアル業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

リニューアル 契約締結日 から 令和9年3月31日まで

運用・保守管理 令和9年4月1日 から 令和14年3月31日まで(5か年)

現行ホームページとの切替え 令和9年4月1日(予定)

3. リニューアル業務委託料提案上限額

10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※運用・保守管理費用は除く。

4. 問合せ・書類提出先

彦根市立病院事務局病院総務課(〒522-8539 彦根市八坂町 1882)

担当：総務係

TEL：0749-22-6050(代表) FAX：0749-26-0754

e-mail：byouinsoumu@ma.city.hikone.shiga.jp

5. 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。

なお、契約候補者の決定後契約締結までの間に該当した場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員
- (4) 彦根市の入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税および地方税の滞納がある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当院が適当でないと認める者

6. スケジュール

| No. | 内容 | 期間・期日 |
|-----|-------------|-------------------------------|
| 1 | 募集開始 | 令和 8 年 5 月 18 日(月) ホームページ掲載 |
| 2 | 質問受付 | 令和 8 年 5 月 29 日(金) 15 時までメールで |
| 3 | 質問回答 | 令和 8 年 6 月 3 日(水) ホームページ掲載 |
| 4 | プロポーザル参加申込み | 令和 8 年 6 月 10 日(水) 17 時必着 |
| 5 | プロポーザル参加承認 | 令和 8 年 6 月 15 日(月) メールで |
| 6 | 企画提案書等提出期限 | 令和 8 年 6 月 26 日(金) 17 時必着 |
| 7 | プレゼンテーション審査 | 令和 8 年 7 月 1 日(水) (予定) |
| 8 | 審査結果の通知 | 令和 8 年 7 月 6 日(月) (予定) |

7. 質問受付および回答

- (1) 質問方法

本件に係る質問は、質問受付期間中にメールにより提出する(様式自由)。事業者名、担当者名、メールアドレスおよび電話番号を明記し、メール送信後、質問を送付した旨の連絡を電話にて伝えること。

質問提出・連絡先は「4. 問合せ・書類提出先」のとおり。

(2) 回答方法

質問への回答は、当院ホームページに掲載する。

なお、電話および訪問による口頭での質問や、受付期間終了後に提出された質問は受け付けない。

8. プロポーザルへの参加申込み

以下の書類をプロポーザル参加申込みの期間中に「4. 問合せ・書類提出先」へ各1部提出(郵送可)すること。ただし、彦根市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)～(6)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式3)を提出すること。

(1) 参加申込書(様式1)

(2) 同種業務実績表(様式2)

(3) 会社概要(様式は任意、パンフレット等でも可)

(4) 暴力団または暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式4)

(5) 登記簿謄本等(申込日から3か月以内に発行されたもの)

・法人登記をしている事業者は、履歴事項全部証明書

・個人事業者の場合は、代表者身分証明書

(6) 納税証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの)

市町村税、法人税、消費税および特別地方消費税に係る納税証明書(未納税額のないことを証明)

※なお(5)(6)については、写しの提出を可とする。

9. プロポーザルへの参加承認

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否をメールにて通知する。

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「4. 問合せ・書類提出先」へ提出(郵送可)する。

ア 企画提案書提出届(様式 5)

イ 企画提案書(様式自由)

※提案の中には、必ず病院ホームページのトップサイトおよび採用情報サイトのトップページのデザインを提案すること。加えて、トップページ以外のデザインを2~3点提案すること。

ウ 見積書(任意様式で1部提出)

リニューアル業務の費用(初期導入費)と5年間の運用・保守管理費用(サーバーの使用料を含むランニングコスト)を分けて記入すること。

(2) 企画提案書等の規格

「(1) 提出書類」は、日本産業規格 A4 で作成する。このうち、「イ 企画提案書」については、**14 部**提出する。A4 以外のサイズを用いる場合は A4 サイズに折りたたむこと。

11. 提案する内容

別紙「彦根市立病院 ホームページリニューアル業務仕様書 12. 評価項目・基準」を参考に、以下の項目について提案を行うこと。なお、提案の中には、必ず病院ホームページのトップサイトおよび採用情報サイトのトップページのデザインを提案すること。加えて、トップページ以外のデザインを2~3点提案すること。

- (1) 業務実績
- (2) 業務体制
- (3) リニューアルコンセプト
- (4) 機能性
- (5) サイト構成
- (6) 職員採用
- (7) CMS
- (8) セキュリティ対策
- (9) 追加提案
- (10) 保守管理

12. 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類およびプレゼンテーションの内容をもとに、「彦根市立病院ホームページリニューアル業務委託公募型プロポーザル審査委員会」において総合的に評価を行い、得点の総計が最も高い提案をした者を契約候補者として

選定する。

(2) 評価項目

別紙「彦根市立病院 ホームページリニューアル業務仕様書 12. 評価項目・基準」のとおりとする。

(3) プレゼンテーション審査

発表時間は1参加者につき20分以内を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、事前に通知する。プロジェクター・スクリーンは当院で用意するが、パソコン(HDMIケーブルが接続可能)は各自で用意すること。

13. 審査結果の通知

プレゼンテーション審査後、速やかに参加事業者にもメールで通知する。

14. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき。
- (2) 「5. 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと当院が認めたとき。
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき。
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーションの指定時間に会場に出席しなかったとき。

15. 契約に関する事項

- (1) 選定された最優秀者と本業務における契約締結に向けた交渉を行う。
- (2) (1)の結果、契約締結の合意に至らなかった場合、または、最優秀者の提案において虚偽の記載、不正および違反等が認められる場合は、最優秀者を失格とし、次点の者と交渉を行う。

16. 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、当院が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウおよび提案への評価に関する部分を除き、彦根市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17. その他

- (1) 本件参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、彦根市契約規則およびその他関係例規の定めるところによる。